

3 1 陳 情 第 1 1 号	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に関する陳情
付 託 委 員 会	文教子ども家庭委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成31年2月20日受理、平成31年3月4日付託
陳 情 者	新宿区西新宿————— ————— 会長 —————

(要 旨)

新宿区議会として、国に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の「職員配置基準」を「参酌すべき基準」に緩和せず「従うべき基準」として堅持するよう意見書を提出してください。

(理 由)

2015年から毎年公表されている日経DUALと日本経済新聞社による「共働き子育てしやすい街ランキング」では、昨年(2018年)新宿区が総合ランキング1位に輝きました。

ここ数年区内ではタワーマンションの建設が相次ぎ、出産子育て世代の転入が増えているのも、区の保育園待機児童問題および子どもに関わる制度の拡充が評価されていることではないかと思えます。

学童保育に関しては希望者(小学3年生まで)が全入でき、預かる場所も児童館だけでなく、区内の様々な施設の空きスペースを活用していると評価はされているものの、現在、定員超過の学童クラブが8割を超え、定員の2倍近くが在籍する施設も多くあります。

今年の新年賀詞交歓会での区長年頭の挨拶で「学童クラブ及び放課後子どもひろば事業の充実を図り、ニーズに合った放課後の居場所づくりを推進してまいります。」というお言葉を頂き、区長を先頭に新宿区を上げて、益々学童保育事業に取り組んでいただけると期待をしております。

一方で、政府は放課後児童支援員の不足を理由に平成30年12月25日の閣議で、国が省令で定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、「省令基準」)の「従うべき基準」(「放課後児童支援員」の原則複数配置)を「参酌すべき基準」にすることを決定しました。これは、子どもを保育する上で最優先に考えなければならない「子どもの最善の利益」ではなく、政府や一部の地方団体の都合でしかありません。

子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障する為には、「放課後児童支援員」という有資格者を原則2名以上配置するという「従うべき基準」は必要不可欠な基準であり、これが崩されれば、学童保育の安全と質の低下は避けられないと思えます。

人材不足を省令基準の「参酌すべき基準」への変更によって改善することは、子どもたちの成長・発達及び安全確保に困難を強いるものであって、「放課後児童支援員」不足の大きな要因の一つである処遇改善など根本的な対応をとるべきだと考えます。

全国学童保育連絡協議会では、この事態を受け新たに全国規模で国会への2つの請願署名に取り組んでいます。

新宿でも開始約一か月で400筆を超える署名が集まりました。問題は広く共有されており、指導員の配置基準の堅持や処遇改善を求める意見書が地方議会でも続々採択されています。また昨年末には日本弁護士連合会からも関係各大臣宛に提出されました。

つきましては、新宿区学童保育連絡協議会は上記要旨について強く要望いたします。